

陶業後継者 育成修学資金の 貸与・修学生募集



陶業後継者の育成を目的に、将来、信楽焼および八田焼の関連事業所で5年以上勤務しようとする方に修学資金の貸与制度があります。

貸与の限度額は（月額）10万円で、無利子の貸付となります。貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%（家業に就く方は70%）の償還をいただくこととなります。

次のとおり平成19年度の修学資金貸与学生を募集します。

募集人員／若干名

修学機関／デザインまたは窯業に関する技術、技能などを養成する機関

貸与期間／2年以内

貸与額／月額10万円を限度として貸与、無利子。

貸与条件／修学終了後引き続き5年以上陶業関連事業所に就業しようとする方で高等学校卒業又は高等学校卒業と同等の学力を有すると認められる方

資金返還／貸与を受けた修学資金は卒業後5年以内に50%（家業を就く方は70%）の償還をいただくこととなります。

申請手続／所定の申請書、在学証明書、修学に必要な経費報告書、作文、面接等。（採否及び貸与額は修学資金貸与審査会で決定します。）

募集締切／4月20日（金）

小口簡易資金貸付制度が変わります

※小規模企業者の方々に無担保無保証人で資金調達の機会を提供する融資制度として、ご利用いただいている甲賀市小規模企業者小口簡易資金が、4月1日から以下のとおり改正されます。

改正事項	改正前	改正後	留意点
貸付利率の引き上げ（市場金利の上昇）	1・8%	2・0%	今後も改正の予定
借換条件の緩和	直近1年以上12回元利返済を滞りなくしていること。 （原の経営安定借換資金への借換融資実行日から1年以上経過）	直近6ヶ月以上6回元利返済を滞りなくしていること。 （原のローン・ネット保証資金への借換融資実行日から6ヶ月以上経過）	4月2日から9月28日までに受け付けたものに限る

※4月の受付から申込書が変わります。新しい申込書は商工観光窓口で配布しています。

問い合わせ

商工観光課

☎65-0707

FAX63-4087

4月1日から 甲南診療所の 診療日が 変わります。

診療日

火曜日・金曜日の週2日

受付時間

13:30～17:00

診療時間

14:00～受付終了分

問い合わせ

保険年金課

☎65-0689 FAX63-4618

甲南診療所

☎・FAX86-2552

問い合わせ

文化振興課

☎62-2626

FAX62-2625

あいこうか市民ホール

休館期間 4月1日(日)～10月31日(水)

●ただし、4月中は大ホール以外の練習室等をご利用いただけます。

あいこうか市民ホール 改修工事に伴い休館します



期間を休館とさせていただきますので、市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
工事完成後は、一層使いやすく親しみやすいホールをめざしますので皆さんのご来館、ご利用をお待ちしています。

昨年7月に県から市に移管された『あいこうか市民ホール（旧水口文化芸術会館）』は、今後市民の皆さんをはじめ利用者に親しまれ、愛される市の文化芸術の拠点施設とするため「座席や照明音響設備の更新およびトイレやホワイエなどのバリアフリー化」等のリニューアル工事を行います。そのため、次の期間を休館とさせていただきますので、市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。